

# 聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンスに関する一考察

原 順 子

## <要旨>

日常生活において何らかの問題を抱え、自分自身では解決できない福祉ニーズをもつ聴覚障害児・者を対象に、相談支援をおこなう専門職である聴覚障害ソーシャルワーカーの専門知識や技術に着目し、そのカルチュラル・コンピテンスについて考察をおこなった。アメリカやイギリスでは、聴覚障害者の視覚重視の生活様式や共通の価値観、歴史などをろう文化とよび、独自の世界観を主張している。このろう文化を背景に生活するクライアントへの専門的相談援助に関わる聴覚障害ソーシャルワーカーは、外国からの移住者などの文化背景の違うクライアントを対象とする異文化間ソーシャルワークと同様にカルチュラル・コンピテンスが必要であると考え、具体的にどのようなカルチュラル・コンピテンスが重要であるかを先行研究により考察した。その結果、カルチュラル・コンピテンスはろう者学と呼ばれる聴覚障害者に関する多様な知識が必要であり、特に聴者のソーシャルワーカーの場合は、ろう文化に対する自己覚知や洞察をおこなうことが重要であることを論じた。また、聴覚障害者に対する聴者の理解を促すためのアドボカシーや、社会資源をつなぐネットワークといったソーシャルワーカーに必須のコンピテンスも求められることを考察した。

**キーワード：**カルチュラル・コンピテンス、聴覚障害ソーシャルワーク  
異文化間ソーシャルワーク、ろう文化、聴文化

## 1. はじめに

ソーシャルワーカーにはクライアントへの相談支援における専門的力量、すなわちコンピテンスが求められる。本論文では聴覚障害者への相談支援をおこなうソーシャルワーカーに必要とされるコンピテンスについて考察し、聴者にとっての聴文化とは違った、ろう文化を背景とする聴覚障害者へのソーシャルワーク実践をおこなう場合の固有のカルチュラル・コンピテンスが必要であることを論究する。

聴覚障害者のコミュニケーション手段には手話、筆談、口話などがあり、多様な様相を呈している。また、彼らには独自の文化として「ろう文化」と呼称する視覚重視の文化が、日本においても多数紹介されるようになってきている(木村 2000, 2007, 2009, 亀井 2006, Ladd 2003 = 森 2007, Lane 1999 = 2007, 原 2008 a, 澁谷 2009)。このろう文化を背景として日本手話を使用するろう者は、多数派である聴者の中では少数派のろう者として「マイノリティ」な存在であり(原 2008 b)、他のコミュニケーション手段を使用する聴覚障害者とは区別されている。本論文では、何らかの日常生活上の問題をかかえる聴覚障害者に対して相談支援をおこなうソーシャルワーカー(=以下、聴覚障害ソーシャルワーカー)に関する専門性を明確にする

ために、聴覚障害ソーシャルワーカーに求められるコンピテンス、特にろう文化にアイデンティティをもつ聴覚障害者を対象とするソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンスの明確化を試みる。

わが国では、ろう文化にアイデンティティをもち、日本手話を使用する者を「ろう者」と表現されることが多いが、中には日本手話以外のコミュニケーション手段を使用する者もいるので、本論文では「聴覚障害者」と表記する。

## 2. 聴覚障害ソーシャルワークの特徴

### 2-1 聴覚障害ソーシャルワークとは

前述したように聴覚障害ソーシャルワークとは、生活上の何らかの問題をかかえた聞こえない人たちへ相談支援をおこなうことであり、これらの実務を担っている聴覚障害ソーシャルワーカーは、少数ではあるが全国のさまざまな相談機関や施設などで活躍している<sup>1)</sup>。

聴覚障害とは外見からは見えない障害であるため、聞こえないことによる生活上の生きづらさについて聴者が理解することは簡単なことではない。聞こえない状態についても、全く音を感じることができない場合もあれば、補聴器を装着すれば聞こえる人や、補聴器を必要とするほどではないが聞きづらさの問題がある人など、その聞こえの様相はさまざまである。また、先天的に聞こえないのかそれとも中途失聴なのか、聞こえなくなった時期によってもその状況は異なる。そしてどのような教育環境で学んだのか、聾学校<sup>2)</sup>なのか地域の学校で学んだのかといった教育状況、コミュニケーション手段は手話なのか、それとも音声言語使用者か、筆談使用者かなど、聴覚障害を簡単に説明することが困難な「多様性」の特徴をもつ。加えて、身体障害者手帳取得者は約 36 万人であり、身体障害者の中の約 5%という「マイノリティ」な存在でもある(原 2008b)。

このように多様な障害実態をもつ聴覚障害者は社会の中での少数派であるが、相談支援の観点で概観すると、彼らの生活上の諸問題は全てのライフサイクル上のステージで起こりうる諸問題を対象とすることになる。児童虐待、養護問題、教育、重複障害、就労、介護問題、経済困窮など、全ての福祉的課題に対応せざるをえない聴覚障害ソーシャルワーカーは、その意味ではジェネラリスト・ソーシャルワーカーである(原 2008b)。

### 2-2 ろう文化と聴文化

前述したように聴覚障害は多様な実態があるため、聴覚障害について簡単に説明してしまうことは避けねばならないのであるが、敢えて簡潔に言うならば視覚重視の生活様式を有する人たちであるといえる。コミュニケーション手段は視覚伝達である手話や筆談があり、何事においても視覚優位の生活パターンとなる。この生活様式を昨今では「ろう文化」と称し、聴者のいわゆる「聴文化」とは違う文化が聴覚障害者にはあるのだという論説が徐々に浸透してきている。このろう文化はわが国では日本手話を使用する人たち(=ろう者)に有するという主張(木村 2000)、そしてアメリカやイギリスにおいてはろう文化を主張する人たちを、英語での

表記を **deaf** とせず、大文字の **D** で始まる **Deaf** と表記している<sup>3)</sup>。

このように、聴覚障害者の中でもろう者と言われる人たちには聴文化とは違ったろう文化があるという。ろう文化の構成要素については、ろう文化研究者のアメリカの **Padden, C.** やイギリスのブリストル大学ろう者学センターの文献によると、①ろう者の独自の言語である手話、②共通の生活習慣や行動様式、③共通の文化的価値観、④独自の芸術やユーモア、⑤共通の歴史観を挙げている（原 2008 a）。

「①ろう者の独自の言語である手話」とは、手話研究により手話が科学的にも言語であることが実証されており、2006 年末に国連で採択された障害者権利条約には、手話は文法や独自の言語体系をもつ1つの言語であると明文化されている。独自の言語をもつことが独自の文化を形づくる大きな要素であることは言うまでもないことである。

「②共通の生活習慣や行動様式」とは視覚情報を中心とするもので、常に相手の顔や動きが見えていることがコミュニケーションの基本となる。例えば、話しかける時は相手の肩をたたく、拍手をする時は両手をあげてヒラヒラと動かせるといったように、できる限り視覚的に見えるようにするといったことが挙げられる。また聴文化とろう文化の違いで明確な例として、例えば腕を組むという動作については、聴文化では尊大な態度とみられ、一般的にはマイナスイメージがあるが、ろう文化では腕を組んでいる時は手話ができないから、相手の話を一生懸命聞いているという意思表示になるといったような違いがある（木村 2007）。このように、ろう文化は聴文化とは違った生活習慣や行動様式が認められる。

「③共通の文化的価値観」は、手話に価値をおくことや、ろう者独特の時間感覚（国民性の違いなどでよく説明される観点であるが、ろう者も同様に聴者とは違う時間感覚があるという）などがあり、聴文化は察する文化であるが、ろう文化は言語化する文化であるとの指摘もある（木村 2007）。

「④独自の芸術やユーモア」は、冗談や視線の使い方などに特徴があり、ろう者による演劇やろう文化固有のユーモアがある。

「⑤共通の歴史観」とは、ろう者自身がつくり上げてきた歴史そのものである。

以上が、ろう文化の構成要素である。

日本におけるろう文化については、「ろう者とは、日本手話という、日本語とは異なる言語を話す、言語的少数者である。」と、1995 年に「ろう文化宣言」と銘打ち、わが国で紹介された（木村・市田 2000）。これは「耳が聞こえないことは欠陥であり障害である」という従来の病理的視点から、「日本手話を使用するろう者は、聴者文化とは異なる独自のろう文化をもつ」という、社会的文化的視点に基づいたものである。この「ろう文化宣言」は、当初は難聴者や中途失聴者からは、「ろう者だけをろう文化で語ることは、聴覚障害者を分断することになる」といった批判や、日本語対应手話を含まず日本手話だけに限定することに関する手話論争を引き起こし、またろう文化は日本文化の低位文化であるといった指摘などがあり（現代思想編集部 2000）、わが国ではどちらかというとなんと受け入れられているとは言い難い状況からスタートした感がある（原 2008 a）。しかし現在では、聴覚障害当事者の中でも未だ異論はあるようだが徐々に浸透してきており、ろう文化に関する書物も出版されるようになってきている<sup>4)</sup>。

以上のようなろう文化を背景とするろう者を対象とするソーシャルワークを勘案すると、多数派の聴文化の中で生活するマイノリティのろう者への相談支援として、多数派の文化とは異なる文化を持つクライアントを対象とする意味では、異文化間ソーシャルワーク理論の応用が可能であると筆者は考える。次節ではまず異文化間ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンスに言及し、聴覚障害ソーシャルワーカーにとって必要なカルチュラル・コンピテンスについて考察する。

### 3. ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンス

#### 3-1 カルチュラル・コンピテンスに関する先行研究

カルチュラル・コンピテンスについて考察する前に、まずコンピテンス (competence) に関する先行研究を概観する。コンピテンスの概念の提唱者は陳 (2007: 69) によると、自我心理学者の White, R. W. で、コンピテンスとは「環境に働きかけそれを効果的に操作する能力」をいい、「本能的もしくは生得的かつ学習的に、環境を自らの選択によって効果性を有する方向へと操作する能力」のことであるという。また、コンピテンスの概念は非常に幅広く、論者によってさまざまに解釈され用いられるが、それらの特徴を大きく整理するとコンピテンスとは、①対象となる環境を効果的に操作する能力である。②すべての人間が生得的本能として、また学習の結果として備えている。③主体と環境との交互作用とフィードバックという力動的関係のうちに発達し、また退化する。効力感の蓄積が認められる場合にはコンピテンスは発達し、認められない場合には中断されるか退化すると、White の説を紹介している。

更に陳によると、ソーシャルワーク実践においてこのコンピテンスは対象者や援助の視点により、「ソーシャルワーカーの教育・資格に関するコンピテンス」の視点、被支援者特に高齢者の「日常生活コンピテンス」の視点、エコロジカル視点を包含する「エコラジカル・コンピテンス」の視点、そして本論文のテーマであるカルチュラル・コンピテンスについても、被支援者の文化を重視する「文化コンピテンス」の視点など、さまざまなコンピテンスの視点が用いられていることを紹介している (陳 2007: 78)。

以上のことからカルチュラル・コンピテンスを概観すると、自分とは違った文化背景をもつ人への関わりにおいて求められる知識や技術であり、ソーシャルワークは勿論のこと、看護、教育 (社会教育含む)、就労における労務管理などの多岐に亘る対人援助分野で必要とされるものである。

わが国は欧米諸国に比べ移民の受け入れが少なく、歴史的にも鎖国政策の影響もあり、多文化国家といえる北米や欧州諸国に比べると、外国文化を持つ人びとの占める割合は低い。しかし、昨今は外国籍をもつ移住者は増加傾向にあり、日本の主流文化とは違う文化背景をもつ人々たちへのソーシャルワーク実践も必要に迫られている状況がみられるため、カルチュラル・コンピテンスが求められるようになってきている。

### 3-2 異文化間ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンス

以上、コンピテンス並びにカルチュラル・コンピテンスに関する先行研究を紹介したが、本節では、異なる文化背景をもつ人々へのソーシャルワーク実践理論である異文化間ソーシャルワークにおけるソーシャルワーカーに求められるカルチュラル・コンピテンスの定義を考察する。

はじめに、アメリカのソーシャルワーカーの専門職団体である全米ソーシャルワーカー協会（NASW）は、「異文化間の状況において、システム、機関、または専門家が効果的にかかわる行動、態度、政策に合致することである。」と説明し、「ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスの指標」を2001年と2007年に発表している（NASW2001, 2007）。この中で、「ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスとは、クライアントがいかに自分たちのユニークさを社会の中で経験しているか、また、彼らを取り巻く社会の中での彼らの違うところや似ているところとを、いかに上手く折り合わねばならないかということとを十分に自覚することである。」と、カルチュラル・コンピテンスを定義している。

次に、具体的なカルチュラル・コンピテンスについて、NASWの指標の中の「ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスの基準」（表1）を紹介する。

（表1）ソーシャルワーク実践におけるカルチュラル・コンピテンスの基準（NASW2007）

基準 1. 倫理と価値	ソーシャルワーカーは、多くの文化の中に存在するストレスを理解すべきである。
基準 2. 自己覚知	ソーシャルワーカーは、自分自身のことや文化の価値を理解しなければならないが、その第一歩として、人々の生活の中にある多文化のアイデンティティの重要性を認めるべきである。
基準 3. 異文化理解	ソーシャルワーカーは、クライアントの歴史、伝統、価値、家族システム、芸術表現を理解し続けるべきである。
基準 4. 異文化技術	ソーシャルワーカーは、援助過程において文化の役割を理解し、適切な方法論的アプローチを使用すべきである。
基準 5. サービス提供	ソーシャルワーカーは、多様なクライアントのために適切な送致をおこない、コミュニティや社会でのサービス利用やその技術について知っておくべきである。
基準 6. エンパワメントと 権利擁護	ソーシャルワーカーは、多様なクライアント人口に適した社会政策やプログラム効果を認識しておくべきである。
基準 7. 多様な労働人口	ソーシャルワーカーは、多様な専門職のためにソーシャルワークプログラムや機関において、新任採用や任命、雇用のためにサポートし、代弁すべきである。
基準 8. 専門教育	ソーシャルワーカーは、カルチュラル・コンピテンスを促進させる教育やトレーニングプログラムに参加すべきである。
基準 9. 多様な言語	ソーシャルワーカーは、クライアントに適した言語での情報提供、送致、サービスを提供すべきである。
基準 10. 異文化間リーダーシップ	ソーシャルワーカーは、多様なクライアントグループについて、他の専門職に情報提供すべきである。

表1に示されたカルチュラル・コンピテンスの10の基準は、異なる文化的背景をもつクライアントを対象とした異文化間ソーシャルワークにおける具体的な内容である。実際のソーシャルワーク場面において、ソーシャルワーカーが理解し習得しておかねばならない知識や技術、

具体的には「異文化理解」,「異文化技術」,「サービス提供できる社会資源」,相手のコミュニケーション言語に応じる「多様な言語」といった具体的な要素が求められるのである。またこれらに加えて,異文化を容認する「倫理と価値」をもち,それをソーシャルワーク実践で間違いなく実行できるように「自己覚知」していることが最重要ポイントとして示されている。

次に, Sue, D.W.によると,カルチュラル・コンピテンスとは,「クライアント及びクライアントのシステムを最適化するための活動に従事したり,それに必要な状況を作り出す能力である。」(武田 2009)と定義している。この場合のクライアント及びクライアントのシステムとは,その社会におけるマジョリティの主流文化ではなく,マイノリティな文化を背景に生活している人々のことである。更に Sue は,「カルチュラル・コンピテンスに基づくソーシャルワークとは,サービス提供者が多面的で民主的な社会の中で効果的に機能するのに必要な洞察力,知識,及び技術(文化的に多様な背景をもったクライアントに対してコミュニケーション,交流,交渉,介入することのできる能力)を獲得することであり,また組織・社会レベルでは,すべてのグループに対応できる新しい理論,実践,政策,および組織の構造を効果的に開発していくことを提唱していくこと」と説明している。

以上,アメリカでの先行研究からカルチュラル・コンピテンスの定義を紹介したが,日本でのカルチュラル・コンピテンスに関する研究は,管見ではあるがまだそう多くはない。山口幸夫(2010)の定義では,4項目のカルチュラル・コンピテンスをあげており,①多文化を理解する能力,②ソーシャルワーカー自身がもつ多文化に関する感覚を自己覚知すること,③多様な文化,その風俗・習慣や対応の留意点を身につけていること,④個人の文化や文化的集団における差異に配慮してソーシャルワークサービスを提供できる能力,と説明している。前述のNASWの指標では10項目あるが,山口は4項目に集約している。

また,児童相談所における実態調査によるカルチュラル・コンピテンスに関する研究が,2008年に実施されている(高橋 2008)が,この中で文化背景が異なる家庭等への児童相談所における相談等は数多くは直面していないという現状を報告している。しかし,日本に居住する外国籍・無国籍の人びとが増加する中,ソーシャルワーカー自身の多文化に関する感覚を自己覚知することや,多様な文化,その風俗・習慣や対応の留意点について研修をおこない,カルチュラル・コンピテンスを担保する必要性も指摘している。また,「先住民族がおり,その後文化的な背景の異なる集団が入植した歴史的背景を持つ国々では,文化的背景の違いによる問題は古くから議論され,先住民族の持つ文化を重視するための方策が模索されてきた。」(高橋 2008: 15)ことから,その文化自体にネイティブな文化的コーディネーターなどが配置されている他国の状況も紹介されている。そして,「子どもの持つ文化の多様性に対応したサービスを提供できる多文化への対応能力,すなわち個人の文化や文化的集団における差異に配慮してサービスを提供できる力量」をカルチュラル・コンピテンスと定義している。

最後に石河久美子(2008)が多文化ソーシャルワーク<sup>5)</sup>の6つの援助技術として,北米におけるカルチュラル・コンピテンスの概念や方法を基に,日本の状況に即したコンテキストに対応したマイクロ・メゾレベルの実践について提案しているので表2に紹介する。

(表2) 多文化ソーシャルワークの6つの援助技術 (石河 2008)

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①多様な文化や価値観などの知識の獲得によるクライアントの社会的・文化的背景の尊重</li> <li>②偏見を抑制するための自分自身の文化に対する自己覚知・洞察</li> <li>③クライアントの日本への適応のアセスメント</li> <li>④クライアントの状況や問題の理解が高まるよう連携機関や他機関に対してのアドボカシー活動</li> <li>⑤必要に応じた通訳者の活用</li> <li>⑥公的機関に加え、外国人支援団体、日本語教室、教会、当事者組織などとのネットワーキング</li> </ul> |
|---|

石河は日本最大のブラジル人人口を抱える愛知県において、多文化ソーシャルワーカー養成講座を立ち上げ、かつ実践研究した中での援助技術を示している。この援助技術は言い換えれば日本文化とは異なる文化をもつ人々たちへのカルチュラル・コンピテンスと言えるものである。

次節では、この石河の異文化間ソーシャルワークにおけるカルチュラル・コンピテンスを、本論文の主題である聴覚障害ソーシャルワーカーに援用し考察を試みることにする。

#### 4. 聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンス

聴覚障害ソーシャルワーカーに必要なカルチュラル・コンピテンスについて考察する前に、まずはじめに、聴覚障害ソーシャルワーカーについて説明する。聴覚障害ソーシャルワーカーは、生活上の何らかの問題を抱える聴覚障害児・者へ相談支援をおこなう専門職者である。ただし、聴覚障害ソーシャルワーカーといっても聴覚障害当事者だけをいうのではなく、聴覚障害児・者に関する専門的知識や技術を修得している聴者のソーシャルワーカーも含まれる。聴覚障害者のソーシャルワーカーは、①ピアの立場のソーシャルワーカーであり、②デフコミュニティに属するソーシャルワーカーである。また③自身もろう文化を背景に生活している。また、聴覚障害者のソーシャルワーカーはろう文化を背景とするクライアントにとっては、手話使用者としては「ネイティブ・サイナー」<sup>6)</sup>であり、同じ文化圏内での生活者としてみれば、「ネイティブなソーシャルワーカー」ということができる。

一方、聴者のソーシャルワーカーは、①ピアの立場ではないが、②デフコミュニティに属することが求められる。これはデフコミュニティの定義により捉え方が変わってくるが、Wax (1995)によると、狭義のコミュニティとは聴覚障害者のみで構成され、ろう文化にアイデンティティをもちアメリカ手話を第1言語として使用する者と定義している。また一方では、手話通訳者や聴覚障害者に専門的援助をおこなう人々も含むという広義の捉え方もあり、論議されているテーマであるという。狭義のデフコミュニティであれば、聴者のソーシャルワーカーは対象外となるが、広義の捉え方ではデフコミュニティの一員と看做することができる。また、親が聴覚障害者である聴者のコーダ (CODA=Children of Deaf Adult) もこの意味で言えば、聴覚障害者のソーシャルワーカーと聴者のソーシャルワーカーの間に位置するといえよう。

以上のように厳密に言えば聴覚障害ソーシャルワーカーといえども、さまざまな立場のソーシャルワーカーが存在するが、ここでは聴覚障害ソーシャルワーカーを「生活上の何らかの問題を抱える聴覚障害児・者へ相談支援をおこなう専門職者」とする。

では、聴覚障害ソーシャルワーカーに必要なカルチュラル・コンピテンスとは何か。日本文化の中で自身の文化とは違う文化を背景に生活する、いわゆる異文化社会で生活する人たちを対象に考察された石河の6つの援助技術(表2)を基に、聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンスを具体化する。

まず、石河の「①多様な文化や価値観などの知識の獲得によるクライアントの社会的・文化的背景の尊重」については、端的にいえば聴覚障害者に関するあらゆる知識が必要ということであり、要するにこれらはろう者学(Deaf Studies)として専門科目を設置している大学で開講されている授業内容と同様である(原2008a, 2008b, 2009)。筆者が提示するろう者学の内容(表3)以外には、Sheridan & Whiteによるアメリカ社会独自の内容(表4)もある。いずれにしても聴覚障害者が聴者社会の中でどのような社会的・文化的な位置づけにあり、どのような立場にいるのかといったことを詳細に理解していることが求められる。また、聴覚障害者のソーシャルワーカーの場合は、聴文化や聴者社会に精通していることも求められる。

(表3) ろう者学の内容(原2009)

①聞こえに関する医学的、音響学的理解(残存聴力、失聴時期などの個別的理解) ②コミュニケーションに関する理解 (手話、口話、筆談、身振り、トータルコミュニケーションなど) ③ろう教育に関する理解 ④ろう文化に関する理解(Cross-Cultural Practiceの視点の重要性) ⑤就労・雇用に関する理解 ⑥聴覚障害児・者の歴史に関する理解 ⑦高齢聴覚障害者や重複聴覚障害児・者に関する理解
--

(表4) Sheridan & White 独自の項目(原2009)

1. 視覚的および電気通信技術(TTYs, デジタルポケベル, 電気通信リレーサービス, ビデオ電気通信技術)や警報装置 2. 抑圧, 差別, 画一的なオーディズム <sup>7)</sup> といった経験を含む, 独特な社会正義に関する論争 3. リハビリテーション法(1973), アメリカ障害者法, 障害児教育法IDEA(1990)による市民権 4. ろう者のメンバーがいる家族の心理社会ダイナミクス 5. コミュニティに関する理解と専門的資源 6. 手話通訳者の専門倫理綱領の知識と適切な役割
---

次に石河の「② 偏見を抑制するための自分自身の文化に対する自己覚知・洞察」であるが、これは聴者のソーシャルワーカーに必須の事柄である。偏見というのは対象に関する知識や情報の不十分さが原因である場合や、自分自身の主観による価値観の判断であるが、聴者が聴覚障害者に対しての知識や情報が不十分な場合に生じることからも、前述のろう者学が必須となる。また、文化そのものが、認知や思考、行動にどのような影響を及ぼすものであるかを理解することが対人援助職者に求められるが、聴覚障害ソーシャルワーカーも全く同様である。

「③ クライアントの日本への適応のアセスメント」は、「クライアントの聴者社会への適応のアセスメント」と言い換える必要がある。聴覚障害者はデフコミュニティの一員であること



もに、聴者社会の一員でもある。聴者社会においてはマイノリティ故に、聴覚優位の情報社会においては情報弱者であり、マジョリティの聴者とのコミュニケーション上の障害が生じる。そのような状況の中で生活上のさまざまな不適応を起こしている場合に、専門職者のソーシャルワーカーによる相談支援が必要となる。故に、聴者社会の中での状況をアセスメントする専門技術が求められる。聴覚障害者が聴者社会に歩み寄るのではなく、両者双方ともお互いを尊重しあうスタンスが重要であろう。視覚優位文化であるろう文化の理解がここでも必要となる。

「④ クライアントの状況や問題の理解が高まるよう連携機関や他機関に対してのアドボカシー活動」については、異文化間ソーシャルワークと全く同様であるが、現時点では石河のいう外国人とは違い、聴覚障害者の場合は、障害者としての見方が存在し、障害者の中でもマイノリティな聴覚障害者への理解が得にくい状況がある。それ故に、アドボカシー活動はソーシャルワーカーに求められる専門的機能であるが、外見ではわかりにくく、またその実態が多様であり、かつマイノリティな聴覚障害者のアドボカシーには困難さがある。

「⑤ 必要に応じた通訳者の活用」に関しては、聴覚障害ソーシャルワーカーの場合はクライアントの聴覚障害者とは手話通訳者を介さずにコミュニケーションできる必要がある。手話通訳者を介するとタイムラグが生じ、その時間差においても心理的ゆらぎが生じるため、ダイレクトなコミュニケーションが必要であるため、「クライアントに応じたコミュニケーション技術」が求められる。また聴者のソーシャルワーカーには手話力が堪能であることが求められ、聴覚障害者のソーシャルワーカーの場合は、相談支援のなかで聴者とコミュニケーションする必要がある場合には、手話通訳者を介することが求められる。

「⑥ 公的機関に加え、外国人支援団体、日本語教室、教会、当事者組織などとのネットワーク」については、聴覚障害者はマイノリティであるために社会資源が少なく、そのために聴覚障害者関係の社会資源の確保とネットワーク構築の必要性が大きく求められる。

以上の6点をまとめたものが表5であり、聴覚障害ソーシャルワークにおいては、これらのカルチュラル・コンピテンスをもつ聴覚障害ソーシャルワーカーが求められる。これらのカルチュラル・コンピテンスを修得するには、対象者の文化、本論文の場合は聴覚障害者のろう文化をよく理解し、対象者に応じたコミュニケーション手段を活用し、ろう者社会と聴者社会におけるソーシャルワーカーとしての自分のスタンスを見極め、必要な時には聴覚障害者のアドボカシーをし、そして何よりも適切なアセスメントをおこなうことが求められるのである。

(表5) 聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンス

- |   |                                 |
|---|---------------------------------|
| ① | ろう者学の知識の獲得による聴覚障害者の社会的、文化的背景の尊重 |
| ② | 自分自身の文化に対する自己覚知・洞察              |
| ③ | クライアントの聴者社会への適応のアセスメント          |
| ④ | 聴覚障害者の状況や問題の理解をうながすアドボカシー活動     |
| ⑤ | クライアントに応じたコミュニケーション技術           |
| ⑥ | 聴覚障害者関係の社会資源の確保とネットワーク構築        |

## 5. まとめ

以上、聴覚障害者への相談支援をおこなうソーシャルワーカーは、異文化間ソーシャルワークのカルチュラル・コンピテンスを援用した独自のカルチュラル・コンピテンスが必要であることを考察した。このカルチュラル・コンピテンスはろう者学と呼ばれる聴覚障害者に関する多様な知識を修得することが重要であり、特に聴者のソーシャルワーカーの場合は、ろう文化に対する自己覚知や洞察をおこなうことが求められる。

アメリカの聴覚障害ソーシャルワーク関連の論文を管見すると、アメリカにおいては聴覚障害ソーシャルワーク理論が既に確立しているが、カルチュラル・コンピテンスというと多様な存在の聴覚障害者を対象とした研究、例えば、アフリカ系聴覚障害者、アジア系聴覚障害者、同性愛者の聴覚障害者などといったさまざまな立場や文化をもつ聴覚障害者を対象とするソーシャルワーク論に分化しており、日本とは状況が違うのが興味深い。

本論文では、聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンスについて先行研究を中心に考察したが、ソーシャルワーク実践での具体的なカルチュラル・コンピテンスの内容や要素については、次の研究課題として聴覚障害ソーシャルワーカーを対象にインタビュー調査を実施し、具体的に実証化していく予定である<sup>8)</sup>。また、本論文での先行研究を基に、聴覚障害ソーシャルワーカーのカルチュラル・コンピテンスについての文献研究も更に並行していきたいと考えている。

## 注

- 1) 聴覚障害者に対して相談支援をおこなっている専門職団体として「日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会」があり、会員数は約 70 名 (2010 年) である。そのうち社会福祉士または精神保健福祉士といった国家資格をもつ会員は約 50 名である。他には、ろうあ者相談員が全国に約 230 名、またピアの立場で支援する身体障害者相談員もいるが、この両者の国家資格有資格率は非常に低い。
- 2) 「学校教育法の一部を改正する法律」(2007)により、学校名称が「聾学校」から「特別支援学校」になったが、通称は聾学校を使用することが依然として多いので、本文中では聾学校を使用している。
- 3) 大文字 D で始まる Deaf の主張は、聴覚障害者のための総合大学ギャローデット大学があるアメリカや、障害学研究が進んでいるイギリスで特に盛んである。
- 4) ろう者と聴者とは文化的相違があることを具体的事例で示すもの(関西手話カレッジ編 2009)や、ろう文化宣言を日本に紹介した木村(2007, 2009)による具体的な文化の違いが示された興味深い本が出版されている。
- 5) 異なる文化的背景をもつ人々たちへのソーシャルワークの呼称については、Intercultural Social Work (異文化間ソーシャルワーク)、Cross-cultural Social Work (異文化間ソーシャルワーク)、Multicultural Social Work (多文化間ソーシャルワーク)など多様な表現がある。石河は、日本は北米のような多文化社会ではないことから、「異文化間ソーシャルワーク」を使用している(2003)が、引用した 2008 年の論文では、「多文化ソーシャルワーク」と表現している。
- 6) ネイティブ・サイナーとは、日本手話を第一言語とするろう者やコーダのことをいう。
- 7) オーディズム (audism) とは、聞こえることが当たり前と考える「聴者至上主義」のことをいう。聞こえないにもかかわらず音声中心社会に適応させようとする、ろう者に対する抑圧を表現する用語で

ある。高齢者差別の *ageism* や性的差別主義の *sexism*, 人種差別主義の *racism* と同様に, 差別や偏見をあらわす用語であるが, 辞書には記載されていない。

8) 科学研究費補助金(基盤研究 C 22530650)(平成 22~24 年度)の助成を受け, 調査研究中である。

#### <引用文献>

- 原 順子(2008 a)「第 9 節ろう文化」奥野英子編『聴覚障害児・者支援の基本と実践』中央法規出版 239-242.
- 原 順子(2008 b)「聴覚障害ソーシャルワークの専門性・独自性と課題」四天王寺大学紀要 第 46 号, 139-151.
- 原 順子(2009)「聴覚障害ソーシャルワーカーのコンピテンシーに関する一考察 -Sheridan&White 論文“ろうと難聴”から考える-」『四天王寺大学紀要』第 48 号 93-106.
- 石河久美子(2003)『異文化間ソーシャルワーク』川島書店.
- 石河久美子(2008)「ソーシャルワーク教育におけるカルチュラル・コンピテンス:教育機関と地域の現状から」多文化間精神医学会『こころと文化』7(2) 135-142.
- 亀井伸孝(2006)『アフリカのろう者と手話の歴史-A・J・フォスターの「王国」を訪ねて』明石書店.
- 関西手話カレッジ編(2009)『ろう者のトリセツ聴者のトリセツ』星湖舎.
- 木村晴美, 市田泰弘(2000)「ろう文化宣言 -言語的少数者としてのろう者」現代思想編集部編『ろう文化』青土社.
- 木村晴美(2007)『日本手話とろう文化 ろう者はストレンジャー』生活書院.
- 木村晴美(2009)『ろう者の世界 続・日本手話とろう文化』生活書院.
- Ladd, Paddy(2003) *Understanding Deaf Culture In Search of Deafhood* Multilingual Matters Ltd (=2007, 森 壮也監訳『ろう文化の歴史と展望 -ろうコミュニティの脱植民地化-』明石書店.)
- Lane, Harlan(1999)*The Mask of Benevolence Disabling the Deaf community* Dawnsign press (=2007, 長瀬 修『善意の仮面 -聴能主義とろう文化の闘い-』現代書館.)
- NASW(2001) *NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice*. NASW.
- NASW(2007) *Indicators for the Achievement of the NASW Standards for Cultural Competence in Social Work Practice*. NASW.
- Padden, Carol & Humphries, Tom(1988) *Deaf in America: voices from a culture* Harvard University Press (=2003, 森 壮也&森 亜美訳『「ろう文化」案内』晶文社.)
- Sheridan, M.A and White, B. J.(2008) *Deafness and Hardness of Hearing Encyclopedia of Social Work 20<sup>th</sup>* NASW PRESS & OXFORD UNIVERSITY Press 1-10.
- 澁谷智子(2009)『コーダの世界 -手話の文化と声の文化』医学書院.
- 高橋重宏 他(2008)「児童相談所におけるカルチュラル・コンピテンスに関する研究」『日本子ども家庭総合研究所紀要』第 45 集 3-36.
- 武田 丈(2009)「日本における多文化ソーシャルワークの実践と研究の必要性」『ソーシャルワーク研究』Vol.35 No.3. 4-16.
- 陳 麗婷(2007)「知的障害者の一般就労に影響を及ぼす要因の解明」社会福祉学 第 48 巻第 1 号 68-80.
- Wax, Tovah M.(1995) *Deaf Community Encyclopedia of Social Work 19<sup>th</sup>* NASW Press 679-684.
- 山口幸夫(2010)「定住外国人の子どもの教育等に関する政策 -社会福祉・ソーシャルワークの視点から-」定住外国人の子どもの教育等に関する懇談会 PPT資料.

